

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【公開番号】特開2002-66499(P2002-66499A)

【公開日】平成14年3月5日(2002.3.5)

【出願番号】特願2001-178244(P2001-178244)

【国際特許分類】

B 09 B	3/00	(2006.01)
B 29 B	17/00	(2006.01)
C 02 F	11/00	(2006.01)
C 10 L	5/46	(2006.01)
C 10 L	5/48	(2006.01)
B 09 C	1/06	(2006.01)
B 09 C	1/02	(2006.01)
B 09 C	1/08	(2006.01)
B 29 K	23/00	(2006.01)
B 29 K	25/00	(2006.01)
B 29 K	27/00	(2006.01)
B 29 K	29/00	(2006.01)
B 29 K	33/00	(2006.01)
B 29 K	67/00	(2006.01)

【F I】

B 09 B	3/00	3 0 3 E
B 09 B	3/00	3 0 1 E
B 09 B	3/00	3 0 1 M
B 09 B	3/00	3 0 1 W
B 29 B	17/00	
C 02 F	11/00	C
C 10 L	5/46	
C 10 L	5/48	
B 09 B	3/00	Z A B
B 09 B	3/00	3 0 3 L
B 09 B	3/00	3 0 3 P
B 09 B	3/00	3 0 4 P
B 09 B	3/00	3 0 4 G
B 09 B	3/00	3 0 4 K
B 29 K	23:00	
B 29 K	25:00	
B 29 K	27:00	
B 29 K	29:00	
B 29 K	33:00	
B 29 K	67:00	

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月11日(2008.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】**

【請求項 1】有害廃棄物と、溶融したプラスチック廃棄物とを混練する混練工程と、冷却固化することにより塊状成型物とする成形工程と、前記塊状成型物を貯留場に貯留する貯留工程と、を有する廃棄物処理方法。

【請求項 2】前記塊状成型物を貯留場に貯留した後、前記塊状成型物を溶融炉の燃料として使用する工程とを有する請求項 1 に記載の廃棄物処理方法。

【請求項 3】前記成形工程は、徐冷しながら平均粒径を 5 mm 以下とすることにより塊状成型物とするものである請求項 1 又は請求項 2 に記載の廃棄物処理方法。

【請求項 4】前記成形工程の後、前記塊状成型物に、前記有害廃棄物が流出しないように表面処理を行う表面処理工程を有する請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の廃棄物処理方法。

【請求項 5】前記混練工程において、前記有害廃棄物を難溶化させる無機系粉粒状物を混合させる請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の廃棄物処理方法。

【請求項 6】前記貯留場は処分場である請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の廃棄物処理方法。

【請求項 7】有害廃棄物と、溶融したプラスチック廃棄物とを混練し、冷却固化することにより塊状成型物とし、前記塊状成型物を溶融炉の燃料として使用する廃棄物処理方法。

【請求項 8】前記プラスチック廃棄物と前記有害廃棄物との混合が、重量比で 1 : 0 . 25 ~ 1 : 4 である請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の廃棄物処理方法。

【請求項 9】前記塊状成型物は、質量、体積もしくは形状のうち少なくとも一つにおいて異なるものである請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の廃棄物処理方法。

【請求項 10】プラスチック廃棄物と、焼却灰、ばいじん、汚泥もしくは汚染土壤のうち少なくとも一つを含む有害廃棄物とを混合し、溶融混練を行ない、冷却固化されることで得られる塊状成型物。

【請求項 11】前記塊状成型物の平均粒径が 5 mm 以下である請求項 10 記載の塊状成型物。

【請求項 12】前記プラスチック廃棄物と前記有害廃棄物との混合が、重量比で 1 : 0 . 25 ~ 1 : 4 である請求項 10 、 11 のいずれかに記載の塊状成型物。

【請求項 13】前記請求項 10 ~ 12 のいずれかに記載の塊状成型物を溶融炉で燃料として燃焼させることによって得られる溶融スラグ。

【請求項 14】プラスチック廃棄物と、焼却灰、ばいじん、汚泥もしくは汚染土壤のうち少なくとも一つを含む有害廃棄物とを混合し廃棄物混合物を形成する廃棄物混合手段と、前記廃棄物混合物を溶融させ、混練を行ない、溶融混練物を形成する溶融混練手段と、前記溶融混練物を冷却させ、塊状成型物を得る冷却手段とを有する廃棄物処理システム。

【請求項 15】前記プラスチック廃棄物が、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、A S 樹脂、A B S 樹脂、塩化ビニル樹脂、メタクリル樹脂、ポリエチレンテレフタート、ポリ塩化ビニリデン、エチレンビニルアルコールコポリマー、A C S 樹脂、A S A 樹脂、A E S 樹脂の中から少なくとも一つを含む汎用プラスチックの廃棄物である請求項 14 に記載の廃棄物処理システム。

【請求項 16】行政区域内で発生する、焼却灰、ばいじん、汚泥もしくは汚染土壤のうち少なくとも一つを含む有害廃棄物と、前記行政区域内で発生するプラスチック廃棄物とを混合し、廃棄物混合物を形成する廃棄物混合工程と、前記廃棄物混合物を溶融させ、混練を行ない、溶融混練物を形成する溶融混練工程と、前記溶融混練物を冷却させ、塊状成型物を得る冷却工程と、前記塊状成型物を前記行政区域内の貯留場で貯留する貯留工程とを有する廃棄物処理方法。

【請求項 17】金属成分を含有する廃棄物と、溶融したプラスチック廃棄物とを混練し、冷却固化することにより塊状成型物とし、前記塊状成型物を備蓄した後、前記塊状成型物から金属成分を回収する廃棄物処理方法。